

## 深夜営業等の制限 (条例第 132 条関係)

次に掲げる営業又は作業を行う場合は、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、下の表の基準を超える音を発生させてはいけません。

### 別表第 10 深夜制限営業

- 1 飲食店 2 喫茶店 3 ガソリンスタンド 4 液化石油ガススタンド  
 5 ボーリング場 6 バッティングセンター 7 スイミングプール  
 8 ゴルフ練習場 9 小売業 (売場面積が 250 平方メートル以上に限る。)

### 別表第 11 深夜制限作業

材料置場における材料の搬入、搬出その他の作業

### 別表第 12 深夜営業等に関する規制基準

区域の区分		音源の存する敷地と隣地との境界線における音量 (単位 dB)
種別	該当地域	
第一種区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種低層住居専用地域</li> <li>・ 第二種低層住居専用地域</li> <li>・ 田園住居地域</li> </ul>	<b>40</b>
第二種区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域であって第一種区域に該当する区域を除く地域</li> <li>・ 第一種住居地域</li> <li>・ 第二種住居地域</li> <li>・ 準住居地域</li> <li>・ 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域のうち第一種区域の周囲 30 メートル以内の地域 (第一特別地域)</li> </ul>	<b>45</b>
第三種区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域であって第一特別地域に該当する地域を除く地域</li> <li>・ 工業地域及び工業専用地域のうち第二種区域に接する地域であって第二種区域の周囲 30 メートル以内の地域 (第二特別地域)</li> </ul>	<b>50</b>
第四種区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業地域 (第一特別地域及び第二特別地域に該当する地域を除く。)</li> <li>・ 工業専用地域のうち第三種区域に接する地域であって第三種区域の周囲 30 メートル以内の地域 (第三特別地域)</li> </ul>	<b>55</b>

ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館特別養護老人ホーム及び幼保連携型保育園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内 (第一特別地域、第二特別地域及び第三特別地域を除く。) における規制基準は、当該値から 5 デシベルを減じた値とする。

備考 騒音の測定方法は、工場及び指定作業場の騒音に係る測定方法の例による。

## □深夜営業騒音の規制

午前 6 時

午前 6 時

何人も地域別、時間別に定められた音量基準を超える騒音を発生させることは禁止されています。（条例第 136 条：日常生活の規制基準）

午後 8 時

午前 6 時

道路などでは付近の静穏を害する行為は禁止されています。  
（条例第 133 条：夜間の静穏保持）

午後 11 時

午前 6 時

全ての地域でカラオケ等の使用が制限されています。  
（条例第 131 条：音響機器等の使用制限）

午後 11 時

午前 6 時

住居系地域では、飲食店等の営業が制限されています。  
（条例第 132 条：深夜営業等の制限）

## □音響機器等の使用制限

次に掲げる営業を営む者は、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間は、カラオケ装置等の音響機器等を使用し、又は使用させてはいけません。（音が外部に漏れない場合は除く。）  
（条例第 131 条関係）

対象営業	飲食店営業（食品衛生法施行令第 5 条第 1 号） 喫茶店営業（　　　　　　〃　　　　　　第 5 条第 2 号）
制限時間	午後 11 時～翌朝 6 時（音が外部に漏れない場合を除く。）
対象音響機器	カラオケ装置 電気蓄音機 拡声装置 有線ラジオ受信装置 録音及び再生装置 楽器

## □夜間の静穏保持

何人も、夜間（午後 8 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。）においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。（条例第 133 条）

資源環境部 環境政策課 環境政策担当

TEL 03-5744-1369